平成３０年（フ）第９４５号
札幌市中央区北７条西26丁目２番３―404号
債務者　中村史彌こと　徐　　史彌
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１１７号
釧路市益浦２丁目25番31号
債務者　橘本真由美
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第２０号
青森県十和田市元町西２丁目12番30号　エトワール　A101号
債務者　加賀　大一
1　決定年月日時　平成30年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成３０年（フ）第５０５号
さいたま市桜区大字神田429番地　スティーレ与野　A102
債務者　金森　　悠
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５１６号
埼玉県川口市柳崎２丁目４番20号　グリーンパーク風間205
債務者　赤星美由紀
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６２９号
さいたま市見沼区大字大谷1659番地２
債務者　大渕　高志
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６６６号
埼玉県幸手市栄２番４―501号
債務者　西川　真吾
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第７２８号
さいたま市南区広ヶ谷戸301―１　浦和神経サナトリウム、住民票上の住所さいたま市緑区大字大牧1394番地１
債務者　尾崎　孝夫
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第７５８号
さいたま市岩槻区並木１丁目28番１―409号
債務者　太田　有紀
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２８１号
埼玉県富士見市大字鶴馬3468番地１　ロイヤルヒルズ208
債務者　八鍬優美奈
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第３１８号
埼玉県所沢市大字荒幡277番地の27
債務者　矢崎　英子
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第４３号
岐阜県瑞浪市寺河戸町1150番地３、住民票上の住所岐阜県瑞浪市寺河戸町1153番地の４
債務者　岩祖　智英
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成３０年（フ）第４７号
岐阜県中津川市中津川2803番地の14　テラスパディⅠ―３
債務者　杉山　辰也
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成３０年（フ）第１０５号
愛知県犬山市大字五郎丸字下前田55番地
債務者　陽明塾こと　鈴木　結実（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第１１８号
高知市日の出町３―11　南棟　寺脇方、住民票上の住所高知市上町２丁目10番23号
債務者　山中　知也
1　決定年月日時　平成30年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１２４号
高知市口細山193番地27
債務者　河野　明恵
1　決定年月日時　平成30年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
高知地方裁判所破産係